

## 国際法専門家によるウクライナ危機「公述」

「世界を人質に取るのか」と題した朝日9日社説を抜粋して紹介する。

人類の生命と地球環境を脅かす前代未聞の愚行というほかない。ロシアは原子力発電所など核施設への攻撃と占拠をただちに停止するべきだ。ウクライナ各地の原子力関連施設が、相次いでロシア軍に襲われている。砲撃などの末に軍の管理下に置かれる事態が続いている。80年代の事故で知られるチェルノブイリ原発や、欧州最大級のザポリージャ原発が制圧され、核物資を扱う研究施設にも戦火が及んだ。侵略戦争で国際法違反を重ねるロシアの行動は、最大限の非難に値する。この問題で国連安保理が開かれたのも、原発攻撃のあまりの由々しさゆえだ。

今回の事態を受けて、原発を抱える日本の自治体からも不安の声が出ている。日米などの原発は、航空機による衝突も考えて堅牢に造られているとされるが、戦争で攻撃されるシナリオまでは想定されていない。核大国の正規軍が他国の原発を攻撃するという異常事態は、核施設から拭えぬリスクの底深さを浮き彫りにした。安全性の検討を改めて深める時であり、いまなお原発事故と闘い続けている被爆国・日本には、国際議論を先導する責任がある。

8日の参院予算委員会で、国際法の専門家である松井芳郎名古屋大名誉教授が行った社説にも関連する公述（要旨、しんぶん赤旗9日）を抜粋して紹介したい。

ウクライナ危機について、ロシアの行動が国際法を踏みにじった暴挙であることは、国際社会で一般に行き渡っています。何よりも武力行使禁止原則の違反です。不干渉原則の侵害があり、どのような対外・対内政策をとるかはウクライナが決めることです。国連憲章に定められた紛争の平和的解決義務にも違反。ウクライナのNATO加盟は平和的交渉等で解決すべき問題です。「国連が機能していない」ことを理由に、核抑止の議論が登場していますが、19世紀の国際社会を支配していた勢力均衡の考え方と基本的には同じ。勢力均衡がうまくいかなかったからこそ、国際連盟で集団安全保障がつけられた。核抑止論の議論は、19世紀的な古い国際関係に戻るべきだという主張です。

現在、いわゆる敵基地攻撃論が検討対象になっていますが、今回のロシアと同じ立場に立つ危険があることを認識する必要があります。敵基地攻撃を自衛権行使で説明をしようとするれば、事実で立証しなければいけません。今回、ロシアができていないように、日本も立証が非常に困難だろうと思われます。立証できなければ日本は侵略者になります。「核共有」という議論は、非核三原則を外して、核を持ち込ませて、その引き金に日本も手をかける仕組みをつくるべきだというものです。日本の国是である非核三原則に反します。核不拡散条約(NPT)第2条で、非核兵器国の義務の一つに、「直接また間接に受領しないこと」という義務があり、これに違反すると考えられます。

(2022年3月13日)